

道徳教育と音楽教育との関連を図った道徳性の育成

石黒 真愁子

【要旨】

はじめに

『学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編』には、音楽を聴いて美しいと感じ、さらに美しさを求める美的情操は、善なるものや崇高なものに対する心にも通じるものであり、この点において「美的情操」と「道徳的情操」が深く結びついているものであることが示されている。このような心情は、道徳教育の内容項目Dの視点「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する」と密接に関連している。筆者はこれまで初任者の頃より、道徳と音楽の関連を図った取組を展開し、その効果や重要性を感覚として強く感じてきた。しかし、なぜそうなのかという根拠を明確に確信するにはいたっていない。そこで、様々な切り口から本研究主題に取り組み、道徳と音楽との関連を図る意義を明らかにし、道徳教育と音楽教育との関連を図った道徳性の育成について提案することを目的とする。

さて、心と音楽の結びつきは、遠い太古の時代から脈々と続いている。すべての人間が決して避けることのできない「死」というものに対する恐怖と悲しみ。その心を静め、消え行く命の先にある心の中の「神」の住む平安の世界に人々を誘うために、音楽は生まれたとされる。その後、音楽は人々の心を勇気づけ、潤すものとしても発展してきたのである。音楽は、そのリズムや音階などの諸要素が人の感性に働きかけ、様々な心模様を織りなしていく。こうした情緒に働きかける音楽と道徳とを関連させることで、相乗効果が期待できる。音楽を愛好し、感動する豊かな心は、美しいものや崇高なものを尊重する心と直結する。つまり、人間性の育成は、各自の道徳性の基盤を養うことにつながるものと考えられる。

本研究は、古来、音楽は人間教育と深く結びつき尊重されたことから、音楽のもつ教化性に着目し、道徳教育と音楽教育との類似性や関連を解明し、今日的学校教育における道徳教育と音楽科教育の重要性や関連性を明確化しようとするものである。要するに、音楽科には、人間形成に働きかける道徳的側面が多く存在する。音楽科の学習を通して豊かな情操が培われていくという教化性、つまり音楽科のもつ特質が人格の完成を目指す道徳教育と深い関わりがあるということを考察し、学校教育において「何のために音楽を学ぶのか」という意義を明らかにすることを主題とする。

以上、歴史的な流れや脳科学の知見から道徳と音楽との関連を考察し、『学習指導要領』にも触れながら、授業実践やアンケートを通して検証していく。

具体的には、次の9点を明らかにすることから追究する。

第1に、『礼記』「楽記」篇を中心に孔子の音楽に対する考察を祖述し、道徳と音楽の関連を考察する。第2に孔子の礼楽思想の日本への影響を明らかにする。第3に、日本への「雅楽」の伝承と変遷を明確にする。第4に、現地調査やフィールド・ワークから実証的史料に基づき検証する。第5に、脳科学の知見や起源説からみた道徳と音楽との関連を考

察する。第6に、学校における日本の音楽科教育について歴史的視点から明確にする。第7に、これまでの『学習指導要領』における道徳教育と音楽科教育の関連や音楽科の特質からみた道徳的側面を明らかにする。第8に、「豊かな情操」の重要性と捉え方について分析する。第9に、『学習指導要領』に掲げられる内容項目のDの視点「主として生命や自然、崇高なものとの関わり関すること」の捉え方と音楽を活用した教材開発や授業実践、アンケートの実施から検証する。

第1章 『学習指導要領』にみる道徳教育と音楽科教育

『学習指導要領』における道徳教育と音楽科教育との関連を分析することで、豊かな情操が道徳性の育成を促すものであることを指摘した。教育基本法第2条（教育の目標）第1号では教育の目的として「豊かな情操と道徳心を培う」が規定されている。この「豊かな情操」について、『学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編』（文部科学省）においては、「豊かな情操を培うとは、一人一人の豊かな心を育てるという重要な意味をもっている」と、音楽科を通して育成する美的情操は、善なるものや崇高なるものに対する情操、つまり道徳的情操の育成にも大いに関与していることが示されている。音楽の学びや音楽活動は、学校生活の様々な場面で行われている。『学習指導要領（平成29年告示）総則』では、道徳教育を人間育成の軸とし、教科等の特質を踏まえ、特に音楽科等の芸術分野で豊かな情操の育成を目指す大切さを明示している。指導にあたる教師は、その道徳的側面をしっかりと認識し、意識して指導にあたることが重要である。道徳は、藩校や寺子屋での儒教教育に続き、1872(明治5)年の「学制」の発布により、修身口授が行われた。一方音楽では、「当分乏を欠く」として実際には行われなかった。明治初期、伊沢修二を中心とした「音楽取調掛」以降唱歌教育が盛んとなった。その後、音楽教育の目的は一貫して「徳性を涵養する」ことにあったが、1900(明治33)年の「国民学校令」において、唱歌はその教育の目的を「徳性の涵養」から一転し、「国民的情操を醇化する」として、軍国主義へと進んでいった。当時、政治目的達成のための手段と化したのは唱歌教育だけではなく、道徳教育においても同じであった。1945(昭和20)年に終戦を迎えると、それまでの音楽教育の在り方が払拭され、情操教育が目的であって手段ではないことが明言された。道徳教育と音楽科教育が共に同じ歴史的状況の中を歩んだことへの反省は、極めて深いものである。供田武嘉津は著書『音楽教育学』において、「徳性の涵養は一転して軍国主義的目標に変わり、それがまた一挙に民主主義的な目標へと急転をみたのであるが、これは世界の音楽教育史上、稀有の例に属しよう」と指摘している。

戦後、1947(昭和22)年に示された『学習指導要領 音楽編（試案）』における6つの音楽科教育の目標は、我が国の音楽科教育が芸術教育として新たな一步を踏み出した極めて重要なものである。この『試案』には、先人の音楽教育者たちの、真の音楽科教育にかける情熱が反映されているものである。『学習指導要領』には、教育の真髄を希求してやまない、先人たちの生命が吹き込まれているといっても過言ではないだろう。唱歌教育から一転した我が国の音楽科教育の目指す指針を、『試案』作成の中心となった諸井三郎は、渾身の力をこめて、音楽科教育の在るべき姿とその音楽のもつ教化性について主張した。教師は、『学習指導要領』の存在意義を今一度振り返り、それを拠り所として、音楽科教育の目的を具現化するための教育方法をさぐり、工夫改善を重ねていくことが重要である。

昭和 22 年の音楽科の『学習指導要領』の試案には、

- ・音楽教育が情操教育であるという意味は、目標の一に掲げたように、音楽美の理解・感得によって高い美的情操と豊かな人間性を養うことである。
 - ・音楽美の理解・感得は人間性の本質に向かって進んでいくことである。
 - ・その人は美と秩序とを愛するようになり、それはとりもなおさず社会活動における一つの徳を養うことになる。これは音楽の社会的効用の一つである。
 - ・その他合唱や合奏における美と秩序にもとづく訓練は、人間の社会生活や団体生活における秩序の維持の上に大いに役に立つ。
 - ・合唱や合奏における訓練は、音楽の持つ社会的効用として高く評価されなければならない。
- と、多くの視点から、音楽科教育が道德性の育成に大きく関わるものであることが指摘されているのがわかる。

そして、昭和 26 年の試案では、

- ・音楽経験を通じて、深い美的情操と豊かな人間性とを養い、円満な人格の発達をはかり、好ましい社会人としての教養を高める。
- と、続いている。

その後、1958 (昭和 33) 年の、美的情操を養うという視点から、1968 (昭和 43) 年には、美的情操を養うことを経て、その後は豊かな情操を養うという言葉が示されている。つまり、1948 (昭和 22) 年の音楽科における試案の目標に掲げられている 6 か条の中の一番目にある、「音楽美の理解、感得を行ない、これによって高い美的情操と豊かな人間性を養う」という理念が、その後一貫して根底に流れている。これにより、『学習指導要領』においても道德教育と音楽科教育の深い関わりを理解することができる。

道德が教科となった今日、道德教育の目標は、道德性を養うことにあり、音楽科は、豊かな情操を養うことを目指すものである。両者の関連は歴史的時空を超えて、現在も深く結びついている。本稿においては、さらに音楽科教育と道德教育との関連を図った考察を進め、それぞれの存在意義や真価を再認識し、その重要性を明らかにしたい。

第 2 章 道德と音楽の源の心理的考察

道德と音楽の起源や脳科学的な知見から考察することで、人間への教化性を探り、道德や音楽がよりよく生きるための基盤となるものであることを明らかにした。音楽に対する科学的な知見はまだ未知の部分が多い。しかし、人間が発する様々な情動に対し、音楽が安らぎや癒しを与え、精神を鼓舞し、他者との一体感を促す等の働きは脳科学の視点からも徐々に明らかになってきている。それは、古代より長い間、人間が音楽と様々な形で関わり続けてきたことの意味を裏付けるものである。人は音楽にふれることで、脳内にはドーパミン含有線維がたくさん集まり、意欲、情操、道德など高次精神機能を誘発していく。この報酬系のひとつである「ドーパミン」は、人が美しい芸術に触れたとき快の感覚を伴う刺激が脳内で発せられる物質であり、人を幸福な気持ちにさせる。そしてこの美的判断と同じく「意欲」も報酬系の働きと関連している。快感情は様々なポジティブな情動反応を引き起こしていく。このように、音楽は報酬系の神経回路を活性化するもので、意欲と芸術には深い関わりがあることがわかった。現在の音楽科の目標である「豊かな情操を養う」とするこの情操の脳における座について供田は、「情操の座は人間形成の中樞

ともいえる前頭葉連合野にあって、同じ場所に位置する思考・創造・意図などの座と不可分の関係にある。また、音楽的感動を誘発する聴覚・運動感覚・音楽的知覚などが、この前頭葉連合野に隣接しており、両者の機能は生理的にも密接不離の関係にあることは明らかである」と、情操と音楽との密接な関わりを主張している。

第3章 中国古代における道徳と音楽

(1) 道徳と音楽との関連に関する先行研究の分析

『礼記』「楽記」篇を中心とした道徳と音楽との関連に関する先行研究を分析し、音楽が人格の完成を助けるものであるということを明示した。また、日本への礼楽の影響を探ることで、日本の道徳教育や音楽教育は、孔子を祖とする儒教の影響を受けていることを指摘した。孔子は、音楽を禮、樂、射、御、書、数の六芸の教科一つとして位置付け、自らも音楽に親しんでいた。『論語』には「興於詩、立於禮、成於樂」（詩に興こり、禮に立ち、樂に成る）とし、「樂」を学問の最終段階と考えていたほどである。そこで、孔子を祖とする儒教の音楽に対する考察を祖述し、『礼記』「楽記」篇を中心に、道徳と音楽の関連を考察した。

(2) 『礼記』「楽記」篇における音楽と道徳の関連

孔子は音楽のもつ和楽と調和性、そしてさらには礼による規範の二つの働きを統合させ、人心の制御と和合を促し、政治の安定を図っていたことが示されている。一定の原理原則に従った音楽の安定性は、人の五感に強く訴えかけ、そのために人々の精神状態や健康状態が安定し、世の風紀がよりよくなることで政情も安定し、天下太平になると考えられていたのである。このように孔子は礼楽刑政により天下泰平の世を創造しようとしていた。

「礼」と「樂」は儀式を通じて一体化が図られ展開されてきた。儀礼という形式が人々を道徳的に感化すると同時に政治的にも教化性を発揮してきたのである。日本の雅楽は孔子の礼楽とは異なり、外来の音楽と日本古来の音楽が融合し独自の発展をしてきた。しかし、孔子の礼楽とは異なっても孔子が意味づけした内在する精神性は脈々と息づいていると考える。

(3) 孔子の礼楽思想の日本への影響

日本において、礼楽思想の影響を大きく受けたいわゆる国策といわれる流れは、天武天皇の時代と、明治期の伊沢修二を中心とする取組である。日本で最初に儒教思想の中核である「礼楽」に目を向けたのは天武天皇（在位 673～686）である。天武天皇は日本の国内の歌舞の集中、保存、教習を行い、礼楽を通して国家の教化を図り、社会の秩序を規制しようとした。『日本書紀』（天武天皇の巻）には音楽に関する記述が多く見られる。おそらく、当時はすでに楽官制度が整備されていたと思われるが、これは後に 701（大宝元）年

の日本の雅楽寮（うたまいのつかさ 宮廷音楽の楽人の管理や歌舞教習をつかさどる役所）設置の基礎となる。雅楽寮は、701 年の大宝令により設置された行政機関であり、中国の宮廷に設置された教坊の制度を模している。当時の雅楽寮には、約 400 人もの人員がおり、日本古来の歌舞の担当者が 254 人、外来系楽舞の担当者が 147 人いた。ここでは、日本古来の歌舞と外来の楽舞が教習され、宮廷儀式や饗宴などにおいて演奏されていた。

また、明治期においては、1872（明治5）年の「学制」が發布され、教科として「唱歌」

修士論文要旨

(下等小学校)や「奏楽」(下等中学校)が置かれたが、「当分之を欠く」として実際には行われなかった。当時は、それを指導する教師もおらず、方策もない状態であった。その後の明治5年の「小学教則」、明治6年の「小学教則改正」明治12年の「教育令」においても「当分之を欠く」とされ、それは明治40年「小学校令中改正」において音楽科が必須科目となるまで続いていった。

その間文部省は、明治12年「音楽取調掛」という音楽教育調査研究のための官署を設けた。その設置のため、明治8年伊沢修二(1851~1917)は明治政府により派遣され、アメリカへ渡り、現地の教育を調査し、マサチューセッツ州のブリッジウォーター師範学校やハーバード大学やボストンでメーソンについて音楽教育を学んだ。

そして、明治12年10月に音楽取調御用係を拝命し、日本の国楽を興すために尽力した。伊沢の取調に関する主張は、

- ① 東西二洋の音楽を折衷して新曲をつくる
- ② 将来国楽を興すべき人物を養成する
- ③ 諸学校に音楽を実施する

ことであった。伊沢自身は音楽の専門家ではないが、幅広い教養と語学力を有していた。

明治13年には伊沢はボストンからメーソン(Luther Whiting Mason)を招き、唱歌教育の実施研究を始め、広範囲にわたる音楽についての調査研究の事業を始めた。

明治14年には、『小学校唱歌集初篇』が出版された。我が国最初の音楽教科書であるが、著者は伊沢修二、文部省は著作ではなく発行者であった。ここには「蝶々」や「蛍の光」のように西洋の楽曲に日本語の歌詞をつけたものや、雅楽や箏唄の旋律に歌詞をつけたものなど、和と洋が混じり合った唱歌集となった。この「緒言」において、伊沢は小学校唱歌の目的を「凡そ教育の要は徳育・知育・体育の三者にあり。而して小学に在りては最も宜しく徳性を涵養するを以て要とすべし」と述べている。

そして、明治20年、この「音楽取調掛」は文部省管轄の東京音楽学校となり、その役割を終えた。後、東京音楽学校は第二次大戦後の学制改革において、東京芸術大学音楽学部となる。

伊沢が明治17年文部省に宛てた『音楽取調成績申報書』(『音楽取調成績申報要略』明治24年3月東京音楽学校刊による)の中の「音楽と教育との関係」の項目では、音楽教育の目的を、健康上の立場からと道徳的な立場から述べている。そのうちの「道徳上ノ関係」では、音楽教育と道徳教育との関連を以下のように述べている。

音楽ハ人性ノ自然ニ基キ其心情ヲ感動激触スルモノニシテ喜悅ノ歌曲ハ人心ヲ喜ハシメ悲哀ノ歌曲ハ人心ヲ悲歎セシムル等ノ如ク一モ人情ノ感動ヲ生ゼザルナシ 故ニ正雅ノ歌ヲ歌フトキハ心目ヲ正シ和楽ノ音ヲ聞クトキハ心目ヲ和ラク心和シキ正シキトキハ邪悪ノ念外ヨリ入ル能ハズ心ニ邪悪ノ念ナキトキハ善ヲ好シ悪ヲ避ケルハ人ノ常ナリ是ヲ以テ心ヲ正シ身ヲ修メ易フルハ音楽ニ如クモナシ

つまり、「音楽は人の心に働きかけ、悦びの歌は心を喜ばせ、悲しみの歌は心を悲しませるので、正雅の歌を歌わせることは、人間の心に調和と秩序をもたらす。快樂など邪悪の念が入らないように正雅の音楽をもって正しい身の制御が大事である」という主旨から音楽の有効性や教化性について述べている。音楽教育と道徳教育との関連について「楽記」

の「移風易俗」の思想の影響を受けていることがうかがえる。浜野政雄は著書『教育音楽学概説』において、我が国の音楽教育創設当時の音楽教育観には、遠く中国の礼楽思想の表れていることをみのがすことはできないと指摘している。

また、現在音楽科の教材として扱われている雅楽「越天楽」は、1972（昭和47）年の音楽科の中学校教科書改訂で取り上げられて以来、現在に至るまで教材として扱われている。日本の雅楽は2009（平成21）年、ユネスコの無形文化遺産に登録された。主体的な日本人として誇りをもち、国際社会に羽ばたく人材の育成の一役を担う教材であると考えられる。

以上「楽」を学問の最終段階として位置付けた孔子は、音楽を人間の内側と外側を融合させ、結びつけるものとしてとらえていた。「楽」が美の世界であり、善の世界（道徳的な世界）であったのである。美しい音楽も優れた徳も、人間の内面（魂）からの発露として発せられた命（血）の通うものとなってこそ、初めて真の美、真の善となりうると孔子は語っているように感じる。乱世の混乱した時代の中で周公を代表とする雅楽を全ての調和をつかさどる善に通じる楽としてとらえ、音楽のもつ教化性に着目しそれを守り抜くことが天命であるとした孔子の生き方に、大きな感動を覚えるものである。

『礼記』『学記』篇には、「善く歌う者は、人をしてその声を継がしむ。善く教ふる者は、人をして其の志を継がしむ。其の言や、約にして達し、美にしてよく、譬え稀にして諭す、志を継ぐと謂ふ可し」（歌うことの巧い人は、おのずから人々にまねられて、その歌いぶりが世に伝えられるのであるが、同様に人を教導することの巧い人はおのずから人々に好く受容されて、その意志が世に伝えられる）という言葉がある。歌うことのうまい人は人にまねられて後世に伝えられるが、同様に人を教えることのうまい人は人々によく受容され意志が後世に伝えられる。その教え方は、言葉は簡潔で意味がよく通じ、婉曲だが主旨は正当で、比喩を多く用いずに直接明瞭に解くという意味である。井出元は著書『「礼記」に学ぶ人間の礼』において、歌の上手な人と教えるのが上手な人の共通点は相手を深く感動させることができることであるとしている。

その姿勢は、今日的にも音楽科を指導する教師にも大きな示唆を与えるものである。

第4章 音楽科教育の効果

第4章では、豊かな情操の捉え方を明らかにするとともに、特に、道德教育の内容項目Dの視点「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」と音楽教育との関連を図ることの重要性を明らかにした。Dの視点における小学校高学年の4つの内容項目「生命の尊さ」「自然愛護」「感動、畏敬の念」「よりよく生きる喜び」に対応した教材開発を行い、全ての指導に音楽を活用した授業構想を立案し、そのうちの3つにおいて授業実践を通して効果を検証した。それにより、道德と音楽との関連が重要であるということを示した。授業では音楽を活用することに加え、エピソードファイルの活用や、1枚評価シートの活用、問題解決的な道德学習の展開など、教師のDの視点への苦手意識を克服し、児童にとっても自己の課題として考えを深められるよう指導方法を工夫した。

また、小学校・中学校・高等学校・大学のそれぞれを対象に、音楽への嗜好性やDの視点に関する同一のアンケートを実施した。道德性の発達段階に応じた豊かな情操や音楽

修士論文要旨

への捉え方を把握分析し、今後の学校教育における指導の在り方を展望することができた。

道徳教育と関わらせた実践の有効性は児童生徒の感想から実感できた。音楽を活用した道徳授業後の感想では、音楽の活用により、深く思考することができたという意見が多くみられた。また、道徳と音楽との関わりについては、道徳と音楽はどちらも人の心に深く関り、心を動かすものであると多くの児童が感じていたことが明らかになった。

結論

音楽には、様々な「関わり」の側面がある。音楽活動は、人間が創造的に対象と向き合い、より高次の深い関わりを探究しその自己実現のために鍛錬し続けることから生まれるものである。その姿勢は、よりよい生き方をどこまでも追求していくことに重なっていく。音楽に向き合う人間は、音楽のもつ多様な価値に自己の全人格をもって向き合っていく。その過程において培われる力が、多様な道徳的価値を繋ぐ基盤をつくっていくといいかえることもできるのではないだろうか。

つまり、対象となる道徳的価値や芸術作品に内包される真価と向き合い、それを追求することで、より高次の人格が形成されていくと考えられる。そしてその対象となる、道徳の真価も音楽の真価も目に見えないものではあるが、人間の感性を触発し、内発的にその真価を表出しようとする思いや願いをもつことにより、それが道徳であれば道徳的行為の実践となり、音楽であれば表現活動となって実現化されていく。そういった意味においても、道徳と音楽とは、共に人生の幸福とよりよい社会を構築するものであるという類似性をもつものであり、強い結びつきを有していると考える。それゆえ、両者の関連を図った教育活動は、極めて重要である。『礼記』「楽記」篇の「徳は性の端なり、楽は徳の華なり」という言葉は、道徳と音楽の融合の効果が如実に反映されている言葉であると考えられる。

今後の課題

今後の課題は以下の4点である。

1つ目は、「音楽科の授業における効果検証」である。今後は道徳の授業で音楽教材を取り上げたことにより、音楽を学ぶ姿勢や資質向上への効果を検証していく必要がある。

2つ目は、「現地調査の地域拡大」である。今回の現地調査は、新型コロナウイルスの影響で、途中で断念せざるおえない状況であった。今後は各地の孔子廟や、韓国の書院など、さらに訪問する地域を拡大し、儒教や礼楽の足跡をたどり、実感をもって学びを深めていきたい。

3つ目は「文献の調査」である。中国の文献には、『礼記』に限らず、礼楽や音楽の教化性について述べられたものが数多くある。それらをさらに読み進めながら、中国のみならず、ヨーロッパの文献にも視野を広げ、音楽の教化性の捉え方の比較等を、グローバルな視点から探っていきたい。中国とヨーロッパには、「畏敬の念」への対象性の違いがあると考えられる。「天」か「神」かという認識の違いが、音楽によって引き出されるものの違いに反映されていると考えられる。

4つ目は「コロナ禍における道徳教育と音楽科教育の在り方」である。現在のコロナ禍

修士論文要旨

の影響により、今後、人との関わりや、道徳性の発達に大きな問題が生じてくるのは必須である。このような状況下において、さらに、意識的に対象に心を傾けようとする姿勢を培うためには、対象となるものの真価を感じ取るより研ぎ澄まされた感性を育て、感じたことを、より深めたり、広げたりしようとする主体的な思いや願い、そして意志を育成することが極めて重要である。これほどの厳しい状況下に、人類が置かれることは稀である。この状況を乗り越えるためにも、これまで以上に道徳と音楽との関連を図り、心を寄せ合うということを通して、共によりよく生きようとする姿勢を育成すべきである。道徳教育だけでも、音楽科教育だけでも今を乗り越えることは難しいことも、両者を関連させた教育を展開すれば、効果は高められていくものと、本研究を通して痛感している。

【主な参考文献】 (50音順)

- ・赤塚忠・金谷治・福永光司・山井湧編集(1968)『中国文化業書 2 思想概論』大修館書店
- ・伊沢修二・山住正己校注(1971)『洋楽事始 音楽取調成績申報書』平凡社
- ・井出元(2010)『「礼記」に学ぶ人間の礼』ポプラ社
- ・閨間豊吉(1985)『音楽科教育学概論』音楽之友社
- ・押田良久(1988)『雅楽への招待』共同通信社
- ・供田武嘉津(1957)『音楽教育学』音楽之友社
- ・クルト・ザックス(1969)皆川達夫訳『音楽の起源』音楽之友社
- ・江文也(2008)『^{じょうだいしなせいがかう}上代支那正楽考—孔子の音楽論』東洋文庫 774 平凡社
- ・齋藤孝(2016)『論語』筑摩書房
- ・重嶋博(1995)『音楽授業の構造と展開』音楽之友社
- ・ジェームス・L・マーセル(1967)美田節子訳『音楽教育と人間形成』音楽之友社
- ・竹内照夫(1977)『新釈漢文大系 28 「礼記(上・中・下)」』明治書院
- ・西澤昭男(1989)『音楽教育の原理と実際』音楽之友社
- ・浜野政雄(1957)『音楽教育学概説』音楽之友社
- ・福井一(2010)『音楽の感動を科学する』化学同人
- ・福永光司(1971)『中国文明選 14 「芸術論集」』朝日新聞社
- ・和辻哲郎(1988)『孔子』岩波書店